

## 2023年 第2回定例会 日本共産党県議団提出 意見書（案）

[件名] マイナ保険証の施行中止とマイナンバー法等の一部改正法の廃止を求める意見書（案）

[要旨] 本年6月2日、健康保険証の廃止を盛り込んだ「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」と言う。）」等の一部改正する法律が参議院本会議で可決、成立した。政府は来年秋に現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化した、いわゆるマイナ保険証に一本化しようとしている。

改正法の施行後1年間（又は有効期間まで）は現行の健康保険証を有効とみなす経過措置が設けられるが、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けられない人が医療機関等を受診する場合には、資格確認のために「資格確認書」を交付するとされており、多数の国民から不安の声が上がっており、厳しい指摘が出されている。

マイナカードと保険証の一体化に関し、別人の情報が紐づけられていたケースが7,300件以上もあったと報道されており、いのちに関わる情報が「誤っていた」では許されない。

本年6月に行われた各社の世論調査では、健康保険証の廃止反対（延期・撤回を含む）の声は共同通信社で72.1%、朝日新聞社で56%、毎日新聞社で57%にのぼり、それぞれ6～7割の方がマイナンバー制度への不安を表明している。

全国保険医団体連合会はその声明で今回の措置を「健康保険証の廃止は、無保険扱いとなる者を政策的に作り出す愚策」と批判し、マイナンバーカード保険証情報の誤登録が相次いでいる問題についても、「他人の情報の紐づけは、医療事故を招きかねない重大問題。国民の命と健康を軽視していると言わざるを得ない」と厳しく指摘している。全国保険医団体連合会による「マイナ保険証 医療現場のトラブル調査（6月2日）」によると、マイナ保険証をめぐるトラブル事例は2,481医療機関で発生し、63.5%に相当する1,575件がシステムで「無効」、「該当資格なし」と表示されたとのことである。本人持参の保険証で資格を確認した例が1,634件（66%）もあり、現行保険証の必要性は明らかである。保険証を廃止すれば、混乱の拡大は必至である。マイナ保険証について、全国保険医団体連合会は「手間やトラブルだらけで日常診療で取り扱うことは甚だ困難」と述べている。

加えて、健康保険証は保険者に交付が義務付けられているが、マイナ保険証は本人申請が原則であり、申請しなければ交付されない。現行の国民健康保険制度においては一定の滞納者には短期被保険者証が交付されるが、これも廃止となる。保険料滞納者ほど保険証の申請から遠のくのは明らかで、国民皆保険制度の危機が指摘されている。

さらに、マイナンバーカードを取得できない人や取得しても自己では管理できない人もおり、この施行によって受療権、生存権が脅かされる事態が危惧される。受療権、生存権の侵害は、絶対に許されない。

弁護士団体からも、国民皆保険制度の我が国ではマイナ保険証の取得は全国民に強制するのに等しく、番号法の申請主義に反すること、マイナ保険証は利用時に顔認証システムの利用を事実上強制するものとの指摘がある。

このように医療行為上の重大事故につながる恐れを持ち、国民皆保険制度の崩壊の危機も指摘されるマイナンバー法等の一部改正法の施行は、直ちに中止すべきで

ある。

なお、岸田首相は6月6日、デジタル社会推進会議でシステムの再点検を指示する一方、運転免許証や介護保険証などとマイナンバーカードの一体化を進めると表明したが、介護分野にも同様の混乱を生じさせることが容易に想定される。

自身では申請やカード管理ができない要介護者や認知症の人の場合、ケアマネジャー等がマイナンバーカードや資格確認書を代理申請し、施設長が管理することが検討されているが、介護職員が膨大な実務負担を課されることになる。こうした利用も、中止すべきである。

よって国会及び政府は、マイナ保険証の施行を中止とマイナンバー法等の一部改正法の廃止をするよう強く要望する。